5　受験願書用紙及び試験施行要領の交付
　受験願書用紙及び試験施行要領は、次の場所で交付するほか、機構のホームページから試験施行要領をダウンロードできる措置を講じ、受験の電子申請も受け付ける。
交付場所：
・㈱ＩＣＳコンベンションデザイン内通訳案内士試験係
・㈱国際観光振興機構総務部通訳案内士試験係及び同機構のツーリスト・インフォメーション・センター
・各都道府県観光担当課
・㈳日本観光通訳協会
・㈿全日本通訳案内士連盟
　郵便により請求する場合は、住所、氏名及び郵便番号を記載して、140円切手を貼った返信用封筒〈角形２号、長さ33.2㎝×幅24㎝〉を同封して、株式会社ＩＣＳコンベンションデザイン内通訳案内士試験係宛て請求すること。外国居住者については料金着払い扱いにより受験願書の請求を受け付ける。

平成23年度浄化槽管理士試験の実施について

　浄化槽法（昭和58年法律第43号）第46条第２項の規定に基づき、平成23年度浄化槽管理士試験を次のとおり実施する。
　なお、試験の実施に関する事務は、同条第４項の規定に基づき、財団法人日本環境整備教育センターが行う。
　平成23年５月16日　環境大臣　松本　　龍
1　試験期日　平成23年10月23日（日曜日）
2　試験地　宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県
3　試験科目
⑴　浄化槽概論
⑵　浄化槽行政
⑶　浄化槽の構造及び機能
⑷　浄化槽工事概論
⑸　浄化槽の点検、調整及び修理
⑹　水質管理
⑺　浄化槽の清掃概論
4　受験手続
⑴　試験を受けようとする者は、次の書類（受験申請書等）を提出すること。
ア　受験申請書（環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）様式第６号により作成すること。裏面に受験料の「払込受付証明書」を添付すること。）
イ　写真（申請前６月以内に、脱帽して正面から撮影した本人を確認できる背景無地の上半身像で、縦６センチメートル、横４センチメートルのものとし、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
ウ　受験票送付用の返信用封筒（受験者の住所、氏名及び郵便番号を記載し、80円切手を貼付すること。）
⑵　受験申請書等の受付期間及び提出場所
ア　受験申請書等は、平成23年７月１日（金曜日）から同月29日（金曜日）までに、財団法人日本環境整備教育センター（郵便番号　130―0024　東京都墨田区菊川２―23―３、電話番号　03（3635）4881）に提出すること。
イ　受験申請書等を直接持参する場合の受付期間は、アの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前10時から午後４時までとする。
ウ　受験申請書等を郵送する場合は、「浄化槽管理士試験受験申請書類在中」と朱書きして、簡易書留とすること。この場合、平成23年７月29日（金曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。
エ　受験申請書等を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。
⑶　受験手数料　受験手数料は20,200円とし、財団法人日本環境整備教育センターが指定する払込用紙を用い、郵便振替又は銀行振込により納付すること。
　なお、受験申請書等を受理した後は、受験手数料は返還しない。
5　受験票の送付　受験票は、財団法人日本環境整備教育センターから直接受験者に送付する。
6　合格者の発表　試験終了後２月以内に、合格者の受験番号を官報並びに財団法人日本環境整備教育センターの掲示場及びホームページに掲載して発表するとともに、郵送により合格者に合格証書を交付し、不合格者には不合格の旨を通知する。
7　その他　受験申請書等の入手方法、受験手続等に関する問い合わせは、財団法人日本環境整備教育センターに対して行うこと。

平成23年度防衛省職員採用Ⅲ種試験公告

　平成23年度防衛省職員採用Ⅲ種試験について次のとおり告知する。
　平成23年５月16日　　防　衛　省
1　試験の名称　平成23年度防衛省職員採用Ⅲ種試験　（行政職俸給表㈠１級の係員を採用するための試験）
2　試験区分　一般事務、電気、機械、土木及び建築
3　対象官職　行政職俸給表㈠１級の官職　研究職俸給表１級の官職
4　受験資格　平成２年４月２日から平成６年４月１日までに生まれた者
　ただし、日本の国籍を有しない者及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第１項の規定に該当する者は、受験することができない。
5　第１次試験
⑴　試験種目
ア　一般事務　教養試験（多枝選択式）、適性試験（多枝選択式）及び作文試験
イ　電気、機械、土木及び建築　教養試験（多枝選択式）及び専門試験（多枝選択式）（専門試験（多枝選択式）の出題分野は、別記のとおりとする。）
⑵　試験の実施日　平成23年９月25日（日）
⑶　試験地　札幌市、旭川市、帯広市、青森市、八戸市、仙台市、秋田市、山形市、郡山市、ひたちなか市、宇都宮市、さいたま市、所沢市、熊谷市、松戸市、木更津市、東京都区内、立川市、横浜市、新発田市、上越市、松本市、静岡市、浜松市、各務原市、名古屋市、金沢市、舞鶴市、大阪市、米子市、広島市、防府市、善通寺市、松山市、福岡市、佐世保市、別府市、熊本市、鹿屋市及び嘉手納町
　なお、試験場は、原則として上記都市内に設けるが、事情により上記都市周辺に設ける場合もある。
⑷　第１次試験合格者発表　平成23年10月17日（月）に、各試験地に対応する次の試験実施機関（それぞれの所在地は10⑵に掲げる。）において、受験番号を掲示して発表する。

［試　験　地］	［試験実施機関］
札幌市、旭川市及び帯広市	北海道防衛局
青森市、八戸市、仙台市、秋田市、山形市及び郡山市	東北防衛局
ひたちなか市、宇都宮市、さいたま市、所沢市、熊谷市、松戸市、木更津市、東京都区内、立川市、横浜市、新発田市、上越市、松本市、静岡市及び浜松市	防衛省大臣官房
各務原市及び名古屋市	東海防衛支局
金沢市、舞鶴市及び大阪市	近畿中部防衛局
米子市、広島市、防府市、善通寺市及び松山市	中国四国防衛局
福岡市、佐世保市、別府市、熊本市及び鹿屋市	九州防衛局
嘉手納町	沖縄防衛局

　なお、合格者には書面で通知する。
6　第２次試験
⑴　試験種目　口述試験及び身体検査
⑵　試験の実施日　平成23年10月下旬の指定する日
　試験日時の変更は、原則として認めない。
⑶　試験地　第１次試験合格通知書で通知する。
　第２次試験地の変更は、原則として認めない。
7　最終合格者発表　平成23年11月18日（金）に、第１次試験合格者発表の場所と同一場所において、受験番号を掲示して発表する。
　なお、合格者には書面で通知する。
8　採用候補者名簿及び採用方法　試験実施機関が試験区分ごとに採用候補者名簿を作成し、採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。
　なお、採用候補者名簿の有効期間は、最終合格者発表日から１年とする。